

特定非営利活動法人メイあさかセンター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人メイあさかセンターといます。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県朝霞市本町2丁目7番17号に置きます。

(目的)

第3条 この法人は、子どもから高齢者まで、年齢や立場を超えて連携し、生涯学習社会、高齢社会、国際化社会、情報化社会について学習と活動を基に、調査・研究を推進すると共に、他団体活動の支援を行うことで、より良い生活ができる地域づくりに寄与することを目ざします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 高齢者・障がい者の支援に関する事業
 - ② 子どもの教育環境を良くするためにグローバルな視点からの事業
 - ③ 情報発信事業
 - ④ 生活改善に関する事業
 - ⑤ 介護保険及び介護予防に関する事業
 - ⑥ NPO 団体やボランティア等と連携し、活動を支援する事業
- (2) その他の事業

物品の販売

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものと

し、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとします。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とします。

- (1) 会員 この法人の目的に賛同して入会する個人・団体および法人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、情報機器分野、介護分野、翻訳・通訳分野、撮影分野等において、秀でた技能を持ち、この法人に労務提供等の協力をするもの、又は経済的な支援をする個人・団体・法人。
ただし、総会における議決権はありません。

第7条 会員として入会するものは、代表理事が別に定める入会申込書により、会費を添えて、また協力分野を明記して、代表理事に申し込むこととします。

2. 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければなりません。
3. 代表理事は、第1項のものを入会を認めない場合は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければなりません。
4. 賛助会員に関しては、前3項を準用します。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければなりません。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は、正会員である団体が消滅したとき。
- (2)の2 会費を2年間納入しなかったとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には総会の議決により、これを除名することができます。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えます。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した会費、その他の抛出金品は、返還しません。

第 3 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に、次の役員を置きます。

- (1) 理事 5人以上 15人以内
 - (2) 監事 1人又は 2人
2. 理事の内 1人を代表理事、理事の 3人以内を副代表理事とします。また、副代表理事の内 1人を常任理事とすることができます。

(役員を選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任します。

2. 代表理事、副代表理事は理事会の互選で決めます。
3. 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは 3親等以内の親族が 1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3親等以内の親族が役員の総数の 3分の 1を超えて含まれることにはなりません。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはなりません。

(役員職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理します。

2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序にしたがってその職務を代行します。
2. の 2 常任理事の職務は別に内規で定めます。
3. 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行します。
4. 監事は、次の職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査します。
 - (2) この法人の財産の状況を監査します。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して、不正の行為や法令、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告します。
- (4) 前号の報告をするに当たり必要がある場合は総会を招集することができます。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べることができます。

(役員任期等)

第16条 理事および監事の任期は2年とします。ただし、再任されることはできません。

2. 補欠又は増員により選任された理事および監事は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の任期期間とします。
3. 理事および監事は、辞任又は任期満了の後でも、後任者が就任するまではその事務管理を行うものとします。

(役員報酬)

第17条 役員には報酬を与えることができます。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければなりません。

2. 役員には費用を弁償することができます。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

(役員解任)

第18条 理事および監事は、次のいずれかに該当する場合は総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができます。

- (1) 心身の故障のため職務の執行ができなくなった場合。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があった場合。
2. 前号において、役員を解任するときは、その解任を議題とする総会において、その解任対象の役員の弁明の機会を設けなければなりません。

第4章 会議

第19条 この法人の会議は、総会および理事会とします。

2. 総会は、通常定期総会と臨時総会とします。

(会議の構成)

第20条 総会は、会員をもって構成します。

(総会の機能)

第 21 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決します。

(総会の開催)

第 22 条 通常定期総会は、毎年 1 回開催します。

2. 臨時総会は、次に掲げる事由により開催します。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 会員総数の 5 分の 1 以上のものから、会議の目的たる事項を記載した書面により請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号に基づき監事が召集するとき

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集します。

2. 代表理事は前条第 2 項第 2 号の場合には請求があった日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければなりません。

3. 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時および場所を示した書面により、会議の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければなりません。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長はその総会において、出席した個人会員のうちから選任します。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができません。

(総会の議決)

第 26 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(総会における書面表決等)

第 27 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の個人会員を代理人として表決を委任することができます。この場合において、前 2 条および次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものと見なします。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなりません。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 総会に出席した会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長および出席した個人会員のうちからその会議において選任された議事録署名人1人が署名押印しなければなりません。

(理事会の構成)

第29条 理事会は理事をもって構成します。

(理事会の機能)

第30条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決します。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催します。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上の者から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集します。

2. 代表理事は、前条第2号の場合には、請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければなりません。

3. 理事会を招集する場合には、理事会の目的事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、理事会の日の7日前までに理事に通知しなければなりません。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は代表理事がこれにあたります。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができません。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決します。

(理事会における書面表決)

第 36 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができます。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなします。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 1 名が署名、押印しなければなりません。

第 5 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成します。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

2. この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他

の事業に関する資産の2種とし、各会計区分に基づいて区分して管理します。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って、次の通り行います。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、次のとおりします。

- (1) 特定非営利活動に係る会計
- (2) その他の事業に関する会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わります。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画および収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を得ます。ただし、その通常定期総会の日まで前年度の予算を基準として業務を執行します。

2. 前項の規定にかかわらず、緊急に事業計画および予算の変更が必要なときは、理事会において決定することが出来ます。ただし、この場合は、次期総会の承認を得るものとします。

(事業報告および決算)

第44条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければなりません。

第6章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において出席した会員の過半数の議決を得て、かつ、特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければなりません。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2. 前項第1号の事由により解散する場合は、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければなりません。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。
4. 解散のときに存する残余財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に規定するもののうちから総会において議決したものへ帰属させるものとします。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の承認を得なければなりません。

第7章 雑則

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報および朝日新聞に掲載して行います。

(施行細則)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定めます。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行します。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりです。

代表理事	尾池富美子
副代表理事	鷹野早智子
理事	秋元 一美
理事	吉田 裕子
理事	山口みち子
理事	玉野 紀子
理事	親松 実

理事	鈴木千榮子
理事	山田 今子
理事	尾池 敏之
監事	赤石 和則
監事	五島さとみ

3. この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成14年6月30日までとします。
4. この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めることにします。
5. この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成14年4月30日までとします。
6. この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。
 - (1) 会費 個人会員は年会費 3,000 円、学生 1,000 円、高齢者 3,000 円、
団体 3,000 円、法人 5,000 円。

指令南西振第4-17号

埼玉県朝霞市本町2丁目7番17号

特定非営利活動法人メイあさかセンター



平成24年5月1日に申請を受け付けた定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項で準用する第12条第1項の規定により、申請のとおり認証します。

平成24年7月3日

埼玉県知事 上田 清司

